

金沢市文化スポーツイベント誘致開催奨励金

金沢市では、文化スポーツイベントの全国大会・国際大会等の誘致・開催を促進するため、地元団体に奨励金、主催団体に補助金を交付しています。

- ★ 地元団体が行った誘致・開催に対し奨励金を交付する全国初の制度です。
- ★ 金沢文化スポーツコミッションが、市への申請をお手伝いします。

1 交付要件

- (1) 主たる会場が金沢市内であること。
- (2) 北陸三県を超える規模であり、県外参加者の数が50人以上であること。
- (3) 金沢文化スポーツコミッションと連携して誘致又は相談しながら計画・開催すること。
- (4) 地域の文化・スポーツの振興や市民が親しむ契機となるもので、地域経済へ一定の波及効果が期待できること（アンケート等調査にご協力をお願いします）。
- (5) 参加者が、文化スポーツに関する技術の向上、発展のために行うものであること。
- (6) 市民又は地元団体との交流が実施されること。

2 交付金額

項目	文化スポーツイベントの規模	i 地元団体への誘致・開催奨励金	ii 主催団体への開催費補助金
県外参加者数に応じた交付額	50～ 299人	10万円	5万円
	300～ 499人	30万円	15万円
	500～ 699人	50万円	25万円
	700～ 999人	70万円	35万円
	1,000～1,499人	100万円	50万円
	1,500～1,999人	150万円	75万円
のべ観客数に応じた加算額	2,000人～	200万円	100万円
	2,000～2,999人	10万円	5万円
	3,000～4,999人	20万円	10万円
	5,000～6,999人	30万円	15万円
	7,000人～	40万円	20万円

※国際大会（国外参加者20人以上）は、上記の金額が倍になります。

3 開催者に対するその他の加算

- ①シャトルバス運営（県外参加者千人以上・会場等が分散）：対象経費の1/3（限度額：50万円）
- ②伝統芸能披露（レセプション等において）：対象経費の2/3（限度額：30万円）
- ③金沢版クラフト・ツーリズムの実施：対象経費の2/3（限度額：20万円）
- ④同時通訳の実施：報酬・交通費の1/2（限度額：15万円）、
設備の仮設・オペレーティング等費用の1/2（限度額：15万円）

※次の場合は対象となりません。①宗教活動又は政治活動を目的とするものであると認められるとき。興業及び営利を目的とするものであると認められるとき。その他、イベントの目的等が不相当であると市長が認めるとき。②国又は地方公共団体が主催又は共催若しくは運営に関与するものであるとき。③金沢市またはその関係諸団体からの補助金を受けている、又は受ける見込みがあるとき。④持回り開催するもので開催地の順序があらかじめ定められているものであるとき。⑤複数回にわたり継続開催されるもので、金沢市で連続開催されるものであるとき。



申請書のご提出・お問い合わせ

金沢文化スポーツコミッション

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1（金沢市役所 2F）

TEL 076-220-2535 FAX 076-260-1617 Mail info@kanazawa-csc-kk.jp